

大分県報

令和四年
号外（五）
二月十五日

（火曜日）

目次

監査公表

包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表……………一

○監査公表

監査委員公表第683号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事及び教育委員会教育長からの通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月15日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	井 上 明 夫
大分県監査委員	藤 田 正 道

○ 措置状況の概要

1 令和2年度包括外部監査結果（令3. 3. 31公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「雇用労働政策に係る事務の執行及び事業の管理について」
(2) 概 要

部 局	監査の結果 (件数)		措置の内容（件数）		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行／検討)
企 画 振 興 部	結 果	31	31	0	0
福 祉 保 健 部	結 果	25	24	0	1 (0/1)
商工観光労働部	結 果	39	39	0	0
農 林 水 産 部	結 果	20	20	0	0
土 木 建 築 部	結 果	12	12	0	0
教 育 庁	結 果	2	2	0	0
(件数合計)	結 果	129	128	0	1 (0/1)

2 令和元年度包括外部監査結果（令2. 3. 31公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行について(指定管理施設を中心として)」
(2) 概 要

令和2年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた6件について再度通知があった。

- ・「対応済」6件

令和3年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：雇用労働政策に関する事務の執行及び事業の管理について)

部 局	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	備 考
【事業1】ふるさと大分U I J ターン推進事業			
企画振興部	【結果】指摘 1-1 一般管理費の透明性 おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務において、見積書に一般管理費が記載されているが、どのような基準で算定されたものか内容等の説明がなく、金額の多寡や合理性を検討した証跡が残されておらず金額の妥当性が判断できなかった。委託契約書に添付される仕様書にも説明が見当たらなかった。 一般管理費の算定根拠や合理性が可能な限り書面で把握できるよう、関係書類の書き方を改善する必要がある。	令和3年度の契約から一般管理費について、国の基準（経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」記載の一般管理費の計上の考え方）を準用し、10%の率による積算を行い、仕様書に明記するように改善を行った。 【対応済】	報告書 14 ページ
	【結果】指摘 1-2 業務の報告とその検討 委託業務完了報告書はわずか1枚となっており、年間を通じてどのような成果、課題があったのか集約、分析されないまま、完了検査が終了していた。移住・定住希望者を本県に誘導するために県及び県内市町村の情報発信に関する業務を行ったことは理解できるが、相談時期や件数、内容、把握した移住者数や辞退者数といった指標を把握できる程度の最低限の年度報告は求めるべきである。	令和3年度の契約から委託業務の総括として、相談件数、移住決定数等の年間合計数値や移住相談の傾向分析を含む報告を求めることとした。 【対応済】	報告書 14 ページ
	【結果】指摘 1-3 県の立場としての評価 支援センターの相談業務内訳の月別、年別比較の資料は全国ベースのものは入手していたも	令和3年度から年度報告書において、本県の相談件数の年別比較や傾向分析資料の提出を求め、委託業務の評価を主体	報告書 15 ページ

	の、本県ベースのものは入手・分析されていなかった。的確な情報収集を行い、県が全体的な観点から主体的に業務を評価する必要がある。	的に行った。 【対応済】	
	【結果】指摘 1－4 一般管理費と諸経費 見積書における一般管理費と諸経費に、それぞれ直接経費の10%が計上されているが配分の根拠が明示されていなかった。所管課に問い合わせたが回答内容に合理性が認められず、見積書が適切であるとは判断できなかった。見積金額の妥当性を丁寧に把握した上で記録を残しておく必要がある。	令和3年度の契約から各事業一般管理費と諸経費といった類似経費については計上を排除し、一般管理費で統一した。 また、一般管理費については、光熱水費等積算困難な経費全般と認識した上で、国の基準（経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」記載の一般管理費の計上の考え方）を準用し、一律10%以内で各契約を締結した。 【対応済】	報告書 16 ページ
	【結果】指摘 1－5 モニターツアーの効果 費用対効果の観点から当事業を含む県のモニターツアーが有用であると判断できないことから、縮小ないし廃止も含めた根本的な見直しが必要である。	令和元年度は現地訪問型のツアーを実施したのに対し、令和2年度はオンライン形式での実施に変更し、費用対効果の検証を行った。その結果、予算規模はほぼ同程度だったが、参加者数、移住希望者会員制度「おおいた暮らし倶楽部」の新規登録者についてはオンライン形式が現地訪問型の実施方法を上回ったことから、令和3年度も同内容の手法を採用し、令和4年度当初予算要求にもオンライン形式でのツアーを採用した。 【対応済】	報告書 17 ページ
	【結果】指摘 1－6 審査委員の構成 審査委員会の過半数を県職員が占めている場合は、外部の意見が反映されずに、県（所管課）の意向のみが結果に反映されることも考えられることから、審査委員会の過半数を外部有識者等にするといった審査委員会のあり方を見直す余地がある。	審査・指導室が所管する「提案競技のてびき」では、審査委員会の構成は必要に応じて学識経験者等を委員とし、県の職員のみ構成としないものとされている。これは、外部委員の範囲は都度、審査委員会の性質を踏まえ決定するものであり、一概に過半数等で規定することが困難という趣旨である。	報告書 19 ページ

		本委託事業における審査は、移住PRの内容等を審査するものであり、委託内容、性質等から類似事業を行っている県広報担当課や、現場を担当する県外事務所の意見を踏まえることが必要だと考えている。一方で、移住施策に詳しい移住相談業務経験者等を外部委員に任命することで、県内部の意向のみならず、外部からの意見も反映させていることから、今後も引き続き、外部意見を踏まえ結果に反映させていく。 【対応済】	
	【結果】指摘 1－7 随意契約理由書及び業者選定理由書 随意契約理由書及び業者選定理由書の委託目的欄に、別の委託業務の委託目的が記載されていた。書類作成者も査閲者も、業務を丁寧に行うよう改善する必要がある。	記載、確認について確実に行うよう徹底するため、課内職員に対して事例の周知と注意喚起を行った。 【対応済】	報告書 20 ページ
	【結果】指摘 1－8 契約金額の適正性 提案競技の公募に当たり示した委託料の上限額（3,278 千円）は、特定の広告会社から入手した見積書の金額に基づいている。提案競技への申込は当該会社1社であり、審査を経て当該会社と上限額で契約が締結されている。 次年度以降、同様の業務を行うような場合には、委託料の積算に当たり、当該見積業者以外の業者から参考見積額を入手する等の方法により、金額の適正性を異なる形で検討しておくことが望ましい。	令和4年度当初予算の設計から、参考見積りを徴した者のみの申込が続く事業については、他の者から参考見積りを徴し、金額の適正性を確認することとする。 【対応済】	報告書 20 ページ
	【結果】指摘 1－9 契約の進め方 本委託業務は、提案競技を通	本委託業務は過年度から同様の業務内	報告書 21 ページ

	じて随意契約により実施され、提案競技の公募に当たり示した委託料の上限額（当初 3,569 千円）は、特定の広告会社から入手した見積書の金額に基づいている。提案競技への申込は2社となっており、審査を経て当該広告会社が選定された。選定会社は平成30年度の同様の業務も受託していた。 企画提案競技による方式は、比較的価格面での競争性が弱い。平成31年度の業務を見る限り、本委託業務はすでに過年度からのノウハウが所管課に蓄積し、所管課において仕様書を完成させることが困難でもないと考えられることから、今後も同様の内容により事業が委託されるのであれば、契約に当たっては価格競争も含まれる他の方式を採用するよう検討することが望ましい。	容となっており、所管課においては業務に関するノウハウが蓄積されている。 そのため、令和4年度は所管課において仕様書を作成し、価格競争にて委託事業者を選定する。 【対応済】	
	【結果】指摘 1－10 企画提案競技に係る審査結果の記録 本業務は、企画提案競技を通じて随意契約により業務が委託されている。企画提案競技審査結果（一覧表）には、すべての点数が記録されていたが、審査委員の名前が記載されておらず、審査結果の根拠となる各委員の審査採点表には審査委員の氏名が記載されていたものの、氏名及び採点は鉛筆書きされていた。審査結果が改ざんされているのではといった疑念を抱かれないよう、審査結果や採点表の記載方法を見直されたい。	令和2年度実施分から、鉛筆書きについては、ボールペン書きに改め、審査結果一覧についても、以後記名を行うよう改めた。 【対応済】	報告書 22 ページ

	【結果】指摘 1-1-1 費用対効果の検証 年度の目標移住者数を下回ると、既存の予算金額が将来減額される仕組みにはなっているものの、移住に関心を抱いてから実際に移住するまでの期間等を考慮すると、移住者数と同一年度内の事業費との比較だけでは、費用対効果の検討が十分になされているとは判断できない。 複数年単位での移住者1人当たりの事業費を算定、比較を試みたり、業務ごとに申込率・成約率などの指標を比較するなど、経済性や効率性をより丁寧に検討する余地がある。	令和3年度からは、事業の一つの評価方法として、事業参加者への聴き取りによるフォローアップを行うことで、移住にどの程度繋がっているか確認した。その結果、移住の動機付けの寄与度が低いと想定される事業は見直しを行い、令和4年度当初予算要求へ反映した。 【対応済】	報告書 22 ページ
【事業2】移住者居住支援事業			
企画振興部	【結果】指摘 2-1 実績報告に対する所管課のチェック 市町村から提出された補助事業実績書の添付資料において、下記に記載したような書類上の不備が多く見受けられた。所管課は市町村からの提出資料を鵜呑みにせず、チェックを確実にを行い市町村への指導を適切に行っていく必要がある。	審査表によるチェックについては、実績報告書提出前に確実に実施するよう、令和2年度分から市町村担当者へ連絡し、提出後も当課によるチェックを徹底している。 また、令和2年度分の移住者と市町村との申請から補助金交付のやり取りについては、令和3年7月から9月にかけて当課で全市町村の書類原本の検査を行い、適切な処理・保管がされているかを確認した。なお、今後も毎年度確認していく方針である。 【対応済】	報告書 29 ページ
	【結果】指摘 2-2 移住者のフォローアップ 当補助金の交付要綱には、補助要件として「補助対象事業を活用して移住した者のフォローアップの実施計画を作成するこ	フォローアップを「地域活動の参加や市町村からのアンケート回答の協力を条件」と明確化し、実施計画作成時には定住状況の確認及び移住者の困り事や意見な	報告書 29 ページ

	と」と定められているものの、「何を」フォローアップするのか記載されていない。フォローアップの内容を明確にすべきである。	ど聴き取りを実施するよう、要綱に規定を追加した。 【対応済】	
	【結果】指摘 2－3 情報収集の仕方 所管課であるおおいた創生推進課から市町村向けに移住者の属性等の調査が行われているが、市町村照会分には県事業の情報と市町村単独事業の情報が混在して報告されており、県事業分の情報が抽出できないものとなっている。 事業を行っている担当者が調査前に調査項目を十分検討し、事業の評価・検討の素材としての情報、知りたい情報になっていないのであれば調査項目が見直されるように工夫すべきである。 なお、県事業の評価を行う際に、県事業の補助対象者以外の情報を含むと、事業成果として誤った結論を導くことになりかねないといった点には留意が必要である。	令和3年度市町村照会分から県事業対象者分を抽出して報告してもらうとともに、実経費など今後の検討に必要な項目を追加して調査した。なお、今後も毎年度確認していく。 【対応済】	報告書 30 ページ
	【結果】指摘 2－4 補助対象経費の内容の明確化 補助対象経費である改修補助について、当補助金交付要綱の別表において「中古住宅又は空き家に居住するために必要な改修費用」との記載があるが、具体的な改修内容や範囲が不明確でわかりづらい。 市町村及び県担当者等の理解、解釈の程度により異なる運用がなされないよう事例を踏まえるなどの方法により、改修費	令和3年4月に改修補助の対象にならない経費を補助金Q&Aに記載した。 【対応済】	報告書 31 ページ

	用の範囲を可能な限り明確にしておくことが望ましい。		
	【結果】指摘 2-5 実績報告における提出資料の簡素化 特定の市町村からの補助事業実績書の添付資料に、他の市町村からは提出のない、個人（間接補助事業者）から受領した補助金等交付申請書が見られた。提出書類を減らすように助言するとともに、事務の効率性の観点から提出資料を統一した方が望ましい。	市町村に令和2年度実績報告時から支出命令書（写）のみを添付するよう指導した。 【対応済】	報告書 31 ページ
	【結果】指摘 2-6 県が上乗せ補助する効果 所管課によると、住宅購入補助や家賃補助等を市町村ではなく県が行っているのは、九州では本県のみである（移住支援金除く）。本補助制度の効果を判断するには、例えば、補助制度の導入前後において、本県の移住者と九州各県の移住者の伸び率などを比較するといったことが考えられる。ところが所管課は、各県の各市町村の施策が異なるなどの的確な調査結果が収集できないとして、こうした点について、特段の検討を行っていなかった。 また、仲介手数料や家財処分、新築・購入、引越等で補助上限額が設定されているが、上限額をそれぞれいくりにするのが最も効率的であるかといった分析が行われた証跡もなかった。 事業の効果や効率性について検討できないものについては、より効果や効率性が把握できる事業に資源を投入するよう、事	九州内の状況を調査し、補助対象メニューや金額と移住者数実績の関連性を分析した結果、本県の制度は複雑化しており、今後は使う側にとってわかりやすい制度となるよう簡素化することが望ましいと判断したため、令和4年度当初予算に反映させた上で要求した。 【対応済】	報告書 31 ページ

	業の見直しを検討することが望ましい。		
	【結果】指摘 2-7 補助メニューの簡素化 補助対象経費、補助率、限度額の種類が多く、実務が煩雑になっている可能性がある。メニューを整理し、目的をいかに効率的に達成できるかについて工夫することが望まれる。	他県の動向も踏まえ、複雑化した制度を簡素化し、令和4年度当初予算に反映させ要求した。 【対応済】	報告書 32 ページ
【事業3】 おおいた留学生ビジネスセンター運営事業			
企画振興部	【結果】指摘 3-1 委託先団体の指導・監督 委託先は、県内留学生への支援を目的に、大学や県を含む関係自治体等の協議・連携の上、設立された団体である。委託先は、大学から受益者負担の考えにより会費収入を得ており、内部留保が認められる。 現在、会費収入は県委託事業の収益と区別され、法人の管理部門の収入とされているが、他県には会費収入を事業部門に計上しているように見て取れる類似団体もある。 委託先については、団体設立までの経緯、県委託料の法人全体収益に及ぼす影響の程度等を踏まえ、会費収入の計上方法について実態に応じた適切な指導を行う等、指導・監督機能の発揮が求められる。	事業費の按分方法は各法人の判断によるものであり、当面は現行の按分・計上方法を維持するが、必要に応じて、類似団体の状況等を踏まえ適切な按分・計上方法について研究するよう今後も指導していく。 【対応済】	報告書 38 ページ
	【結果】指摘 3-2 賃金規程に定めのない人件費 留学生ビジネスセンター運営業務に係る人件費については、委託業務に関する仕様書に、担当職員配置（3名）とだけ記載されていたが、当該職員の勤務日数や時間、業務内容が記載され	令和3年4月1日に締結した令和3年度の業務委託契約において、必要な資格等を仕様書に明記した。金額の基準については、今後類似施設の職員の人件費を参考にしながら仕様書に記載することを検討していく。また、今後欠員が生じ職員	報告書 42 ページ

	ていなかった。実際、事務職員 2 名と管理職員 1 名の勤務時間や時間当たり単価も大きく異なっているものの合理的な説明が記載されていなかった。また、雇用契約書は入手されているものの、法人における賃金規程は簿冊に添付されていなかった。なお、管理職員分については、賃金規程では定めのない金額が支出されていた。 当該委託事業は随意契約とされ、当該職員の人件費が全額公金（委託費）により負担されていることを鑑みると、例えば、職員については公募による採用を促し、一定の資格を必要とする場合にはその理由、金額の基準などを仕様書に付すなど、取引の客観性や透明性を担保しておくことが望ましい。	を募集する際には、ハローワークへ求人を出す等、条件、金額を明示した上で公募による採用を促していく。 【対応済】	
	【結果】指摘 3－3 資料間の不整合 実績報告書に添付されていた県内旅費請求書と出勤簿が整合しているかを確かめたところ、職員 3 名すべてにおいて資料の不整合等の不備が見られた。委託費に係る不正の発生可能性にも十分留意して、提出書類を確認する必要がある。	令和 2 年度事業の実績報告において出勤簿、旅費請求書の写しの提出を求め、突合を行った結果、出勤簿に記録されている出勤実績と旅費請求書の旅行日程がすべて整合していることを確認した。 【対応済】	報告書 42 ページ
	【結果】指摘 3－4 委託業務の記録 委託業務の仕様書に業務報告書の作成や提出等が求められていない。他の事業においては、仕様書に相談受付カードや業務日誌、業務状況報告書の整理を要求し、定期的な資料提出を求めている委託業務も見られる。本事業においても、業務を記録す	令和 3 年 4 月 1 日に締結した令和 3 年度の業務委託契約において、月毎の業務状況報告（相談件数、相談内容、来場者数等）の提出を仕様書に明記した。 【対応済】	報告書 43 ページ

	る意義や資料の活用方法を検討した上で、日誌や報告書の作成を促す必要がある。		
	【結果】指摘 3－5 就職受け入れ先の確保 当事業の仕様書には、留学生採用企業の開拓と助言が定められていたものの、留学生採用企業名や受入可能な企業数などは、実績報告書の記載事項に定められておらず、具体的な報告がなかったことから、どの程度委託先が留学生採用企業の開拓を行ったのか、その成果が判断できなかった。 当事業を遂行することにより、留学生の県内就職を進めていくためには、採用企業の確保は極めて重要な事項である。今後は、仕様書や実績報告書の記載事項を見直し、留学生採用企業数の報告を求めるとともに、受け入れ可能な人材要件、業務内容、勤務形態等を可能な限り詳細に把握・整理していく必要がある。	令和3年4月1日に締結した令和3年度の業務委託契約において、留学生採用企業の開拓数や企業が求める人物像等について、実績報告時に報告するよう仕様書に明記した。 【対応済】	報告書 44 ページ
	【結果】指摘 3－6 留学生OB・OG職員の採用 運営委託業務の担当職員として、留学生のOB・OGを積極的に採用することも検討された。	採用の公平性を確保した上で、留学生のOB・OGの採用も含め、広く必要な人材の採用を検討することとした。 【対応済】	報告書 44 ページ
【事業4】バス乗務員確保対策支援事業			
企画振興部	【結果】指摘 4－1 補助メニューの見直し 乗合バス乗務員不足の原因は、所得・就労環境にあるが、その背景に乗合バス事業の経営難が推察される。自家用車が普及し、人口が減少する社会において乗合バスの輸送人員も減少す	現行の支援メニューについては、バス乗務員不足を背景とした乗合バス事業者からの強い要望に基づき、事業者に入念なヒアリングを行った上で決定したものであり、当課としては有効性が高い支援内容と思料している。予算の執行率が低	報告書 49 ページ

	る中で収益を改善することは、一朝一夕に解決されるほど容易ではない。そのような中、現行の県の補助メニューも根本的な解決策には至っておらず、予算執行率を見ても事業者のニーズに応えられているものとは判断できず、手詰まり感の状況である。 事業のアイデア等を社内外から募集するイベントの開催、バス総合情報誌とのタイアップ、経営者の外部登用に対する支援など、既存の枠にとらわれないアイデアの醸成、社員の意識改革につながるような支援策を構築することができないか検討されたい。	いことについては、事業を創設した令和元年度は7月補正予算からの事業実施であったことから事業者の予算確保が難しかったこと、また昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業績悪化により事業者の予算縮小が避けられなかったこと等によるものであり、事業者のニーズに応えていないものとは考えていないところである。 しかしながら、事業者が置かれている状況・支援ニーズは常に変化することから、継続して事業者の意見を汲み取り、問題の根本的な解決に向け、必要に応じて支援メニューの見直し、有効性等の検討に努めたい。 【対応済】	
	【結果】指摘 4-2 事業計画の履行報告 県は、実績報告において補助対象経費とならない事業の概要の記載や、計画の履行可否及びその根拠資料の提出等を求めているが、事業実施要領や補助金交付要綱において、当該事業の履行可否は補助条件とはされておらず、補助対象経費以外の添付資料まで提出させるのは、事業者へ過度な事務負担を生じさせるものと考えられる。報告内容や提出資料の簡略化を検討すべきである。	乗合バス乗務員の確保、所得向上のための新たな取組等に関する概要の記載や根拠資料の提出については、事業目的を達成する上で、事業効果を把握することが必要であることから報告を求めているため、これまでどおり必要である。 しかし、一部は補助金額と同額以上の新規取組に係る根拠資料を求める等の事業者への過度な負担となっていたため、今後簡略化することとする要綱・要領の改正を行った。 【対応済】	報告書 50 ページ
	【結果】指摘 4-3 社内請求書に基づく補助金精算 社内請求書に基づく広告費が、補助対象経費として認められ支出されているケースが複数見受けられ、領収書は提出されていなかった。社内でも、部門別で経理処理が明確に行われている場合は、補助対象として認め	社内で部門別で経理処理を実施した事業については、令和2年度から実績報告時に、客観的な社外支出の実績が把握できる添付資料の提出を求め、補助対象経費としての正当性・妥当性の確認を徹底し、適正な補助金の執行に努めている。 【対応済】	報告書 50 ページ

	ているとの回答を受けたが、客観的な（社外）支出の実績が認められていないこと、実際に社外に支払った額に利益を付加して請求書を作成することが認められてしまうこと等のリスクを踏まえると問題がある。		
	【結果】指摘 4－4 事業実績報告書の添付書類 事業実績報告書の添付書類として5万円以上の取引で印紙のない手書きの領収書が提出されていたが、所管課が事業者を確認を行った証跡はなかった。領収書に印紙の貼付がない、手書きといった点は、架空経費の兆候のリスクとして捉えた上で、事業者を確認して補助対象経費として安易に認めることのないように改善すべきである。	印紙のない報告書については、事業者を確認した結果、納品等の事業執行の事実が認められたので、補助対象経費として認めた。 今後は、領収書の印紙貼付等、実績報告書の添付書類については、確認表を作成し、複数人でチェックすることにより、正当性・妥当性の確認を徹底し、適正な補助金の執行に努める。 【対応済】	報告書 51 ページ
	【結果】指摘 4－5 補助対象外と疑われかねない支出 補助対象経費で認められているのは、乗合バスの乗務員の募集に関する広告宣伝費であったが、案内所のスタッフ募集に関する広告宣伝費に関しても、補助対象経費として支出されているように見て取れる。必要に応じて、補助金の返還を検討すべきである。	事業者を確認した結果、補助対象とした広告宣伝費は、乗合バス乗務員の募集のみであり、案内所スタッフ募集については、事業者負担で行われている。 今後は、誤解が生じないように、乗合バス乗務員広告宣伝費等、実績報告書の添付書類については、確認表を作成し、複数人でチェックすることにより、正当性・妥当性の確認を徹底し、適正な補助金の執行に努める。 【対応済】	報告書 51 ページ
	【結果】指摘 4－6 補助対象経費の範囲 乗合バス車両の運転体験会（説明会）開催に要する経費として、参加特典用として1人当たり500円のQ U Oカードが支出されていたケースがあった。	運転体験会（説明会）の目的は、広くバス乗務員の仕事を周知することであり、参加者特典については、金券配布等も含めて参加者の増加に繋がるものであれば、補助対象経費として認めることが妥	報告書 52 ページ

	補助金交付要綱上には具体的な使途が記載されていないことから、要綱違反とは判断できないものの、金品の配布は補助金の趣旨、目的に照らした上で補助対象経費として必要なものなのかどうか所管課は協議し、今後は、要綱やQ & Aに具体的な使途を明記する、あるいは補助対象外の使途を例示するといった対応も検討することが望ましい。	当であると判断し、Q & Aを作成し、補助対象経費の明確化を図った。 【対応済】	
	【結果】指摘 4－7 実績報告の記載内容 事業実績報告書の事業の成果の欄に、「就労環境の改善によって乗務員1名の採用があった」と記載があったが、説明不足で記載内容が粗雑であった。事業の成果を適切に報告させ、検討するよう改善する必要がある。	事業実績報告書において、事業主体に対し、事業実施の取組の効果等について、令和2年度から具体的に記載し、適切に報告するよう指導・徹底することとした。 【対応済】	報告書 52 ページ
【事業5】生活困窮者自立支援事業			
福祉保健部	【結果】指摘 5－1 作業場所指定通知について 自立相談支援事業を委託している県所管部3町1村（玖珠町、九重町、日出町、姫島村）の社会福祉協議会のうち、2町については、令和元年度分まで作業場所指定通知書が収受されていなかった。必要な書類は漏れなく収受すべきである。	作業場所指定通知書等の必要書類の収受漏れを防ぐため、令和2年度の委託契約から3町1村ごとに「執行管理表」を作成するとともに、担当及び総括によるチェックを実施している。 【対応済】	報告書 56 ページ
	【結果】指摘 5－2 生活困窮者自立相談支援事業の利活用促進について 年間を通じて実施されている割には相談件数が多いとは言えず、結果的に支援件数も少ない状況である。窓口対応だけでは、支援が必要な生活困窮者を全て拾い上げることは困難であると	相談支援体制の充実を図るため、令和2年度から、ひきこもり等の生活困窮者に対して、自宅訪問による悩みの聴き取りや、その後の生活支援などを行うアウトリーチ支援員を県所管地域に3名配置し、潜在的な要支援者の掘り起こしに努	報告書 57 ページ

	考えられるため、支援が必要と思われる生活困窮者に対して積極的に接触を図ることに重点を置き、潜在的な要支援者の掘り起こしに努められたい。	めている。 【対応済】	
【事業6】医療機関医師等支援事業			
福祉保健部	【結果】指摘 6-1 業務従事者を変更する際の資料の不備 令和元年11月1日に、機密保持及び個人情報保護法に関する特記事項に関する報告書（変更）が申請され、業務従事者の変更が行われている。平成31年4月1日に提出された報告書には、業務従事者が公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタントである旨の記載が行われていたが、変更届にはその旨の記載がなく、認定書の写し等も添付されていなかった。変更となった業務従事者が、業務従事者となる資格を有しているかの確認が行われているか不明瞭であった。 監査人が確認したところ、変更者は認定登録を受けたものであり、問題はなかったが、変更の際には認定登録を確認した証跡を残し、簿冊に保管する必要がある。	業務従事者の交代の際、新任者が有資格者であることは日本医業経営コンサルタント協会ホームページの会員名簿により確認できていたが、証拠書類として残していなかったため、令和3年度実施分から証拠書類を確実に添付することとした。 【対応済】	報告書 64 ページ
	【結果】指摘 6-2 報告書の添付もれ 10月17日の医療機関等個別支援業務結果報告書（様式第一号）が簿冊にファイリングされておらず、活動内容の確認が行うことができなかった。 簿冊には漏れなくファイリングしておくべきである。	医療機関等個別支援業務結果報告書は電子メールにより提出されたものであるが、令和3年度実施分から報告書を漏れなく出力し、保存することとした。 【対応済】	報告書 64 ページ

	【結果】指摘 6－3 アウトカム、アウトプット指標について この事業は他の3つの事業と比較しても最も予算が大きい事業であるが、アウトカム、アウトプット指標が定められていない。金額の重要性から考えると、指標を定め、事業の有効性を検証すべきである。例えば、産科・産婦人科医師及び助産師の確保すべき数字を定め、その数字の達成度合いを目標数値とすることが考えられる。	分娩手当に対する助成制度は、出生数の減少等により全国的に分娩取扱医療機関が減少している中、産科医の勤務労働条件や経営面の改善を図り、身近な地域で出産可能な医療提供体制を維持することを目的としている。このため、令和4年度から分娩取扱医療機関数を目標値とすることとした。 【対応済】	報告書 65 ページ
	【結果】指摘 6－4 アウトプット指標について アウトプット指標では、短時間正規雇用支援事業対象施設数を指標に定めており、初年度から3年度までの目標は3施設となっている。県の予算も限られていることより、目標とする施設数は決して多い数字とは言えない。また、この制度は、対象となる医師が継続して勤務をしていれば、每期申請が可能となっていることより、3施設の中には過去から継続して申請している病院も含まれている。 代替医師を確保することが困難な状況もあり、この制度を採用する病院は少なく、アウトプット指標も目標値が3病院となっており極めて少ない数と思える。 そのため、この制度は限られた病院だけで使用されていることより、短時間労働の女性医師の増加には大きな影響を与えているとは考えにくい。多くの病院で採用しやすい制度を検討す	本事業については、令和2年度に新たに1病院が取り組むこととなり、さらに令和3年度からは、短時間正規雇用制度を導入している医療機関に対して直接働きかけた結果、新たに活用を検討する医療機関も現れている。 今後も、大分大学女性医療人キャリア支援センター等と連携して、民間病院における復職支援プログラムの作成支援と併せ、本制度の活用促進を図っていく。 【対応済】	報告書 65 ページ

	る必要がある。 【結果】指摘 6－5 指標の未確認 追加事業として単年度のみの事業である。アウトカム指標に女性医師復帰率 100%、アウトプット指標に医療機関への紹介率 100%と目標を定めているが、単年度予算ということもあり、県ではその成果を確認していない。 また、今回の事業の目的は、今までは大分大学の学生や医師のみが利用していた女性医療人キャリア支援センターを学外の者も利用できるようにするために支援したものであるが、学外の者の利用状況の確認を行っていない。学外の者の利用状況の確認を行う必要がある。	本事業は、大分大学女性医療人キャリア支援センターの復職支援プログラム作成等を支援したものであり、事業実施年度の成果として、紹介率 100%（紹介者 1 名/相談者 1 名）、復帰率 100%（復帰者 3 名/復帰希望者 3 名）であること、また、学外者についても、県外からの育児休業復帰の女性医師 1 名の利用があったことを確認している。 今後も、復職支援プログラムの活用状況については、毎年度確認していく。 【対応済】	報告書 66 ページ
【事業 7】 地域医療を担う医師確保対策事業			
福祉保健部	【結果】指摘 7－1 ドクターバンクおおいたについて 民間企業が運営する医師の求職情報サイトが多数存在する中で、ドクターバンクおおいたが必要なのか検討されたい。	県のドクターバンクおおいたは、民間企業サイトと異なり無料であることから、求人側の病院にとって、一定のメリットがあると考えられる。 令和元年度にはドクターバンクを通じて中津市のへき地診療所の医師が確保できるなど成果も出ていることから、引き続き運営することとする。 【対応済】	報告書 70 ページ
	【結果】指摘 7－2 大分県医師留学研修支援事業について 当該事業の活用が特定の法人に偏っているため、より多くの法人に活用してもらう事業に出来ないか検討されたい。	本事業をより利用しやすくするため、一定期間の地域勤務を行った医師に限っていた留学派遣要件を、平成 30 年度に、留学後に地域勤務を予定する医師まで拡大するとともに、医師の留学派遣を調整	報告書 71 ページ

		する各医局に対する周知を図ってきた。その結果、令和３年度は新たな医療機関からの利用申請があった。 留学派遣は長期的なスパンで計画されることから、当面は、引き続き事業の周知を図りながら、要件緩和の効果を注視することとする。 【対応済】	
	【結果】指摘 ７－３ 大分県医師研修資金貸与事業の勤務義務期間について 当該事業における貸与期間が最長３年間であるのに対して、勤務義務期間は１年間である。貸与期間の長さに比べて勤務義務期間が短いと考えられるため、勤務義務期間について検討されたい。	本事業は、地域の病院での専門研修や本県での小児科、産婦人科の専門研修を選択してもらうためのインセンティブとしての役割があり、貸与期間３年間と勤務義務期間１年間で併せた計４年間の医師確保が確実にできる事業となっている。勤務義務期間についての検討を行ったが、県外医局の医師がこの貸与制度を利用して、県内の連携施設で専門研修を受けるケースもあり、勤務義務期間を長くすることで、本県の専門研修を選択する県外医師が減少するおそれがあると考えられることから、現在の勤務義務期間は適切であると判断した。 【対応済】	報告書 71 ページ
【事業８】看護職員就業・定着促進事業			
福祉保健部	【結果】指摘 ８－１ 退職理由の確認 補助金の交付を受けた病院は、新人看護職員卒後研修事業実績報告書の提出が必要となり、退職した者は、別紙９－（１）新人看護職員卒後研修受講者名簿に退職した旨を記載することになる。しかし、退職の事実だけを掲載するだけで、どのような理由で退職したかまでは記載がない。 年に１度の実態調査や保健所が有しているデータで退職数の	令和２年度の実績報告分から、研修受講者が離職した場合は、離職の事実の報告に加え、離職理由を記載した書類の提出を求めることとした。 【対応済】	報告書 76 ページ

	人数は知ることはできるが補助金を支出した病院の離職率を知ることにはできない。大分県全体の離職率は把握できたとしても、補助金と離職の関係まで知ることにはできない。補助金の効果を調査するためにも補助金を交付した病院から退職者が出た場合は、病院から離職の原因等の報告も求めるべきである。		
	【結果】指摘 8-2 計算方法の確認 病院においては新入社員が退職しているにもかかわらず、新人看護離職率が0となっている病院がある。正しく計算されていることを確認する必要がある。	これまで、実績報告書に事業開始前の離職率を記載し、別途添付を求める受講者名簿の備考欄で当該年度の離職者数を把握のうえ比較することとしていたが、令和2年度から、事業実施年度の離職率を実績報告書に明記するよう改正した。 【対応済】	報告書 76 ページ
	【結果】指摘 8-3 研修内容の確認 現状では、研修の内容まで担当課での確認は行われていない。将来的には、研修内容がガイドラインに準拠したものか確認することが望まれる。さらには、各病院の研修内容を確認し、ガイドラインをより実態に即したものにされたい。 令和2年度からは、新型コロナウイルスの影響もあり、過去に想定していた研修が実施できない状況になっているが、医療従事者には一定水準の技術が要求される。このような社会状況では、今までの視点と違った研修のガイドラインを整備する必要がある。福祉保健部においては、各病院の研修内容や問題点を確認し、現在の環境にあった研修ガイドラインの作成を期待	令和2年度から、ガイドラインとの関係性が分かる研修内容の詳細資料も提出するよう求め、適切に研修が実施されていることを確認するよう改善した。 ガイドラインについては国が策定しているが、コロナ禍においてもしっかり研修が行えるよう、県としても、看護師等養成所と医療施設が定期的に情報共有や意見交換を行う場を設け、職場研修に活用できる体制を整備した。 【対応済】	報告書 77 ページ

	したい。		
	【結果】指摘 8－4 事業の目的の見直し アウトプット指標にはプラチナナースの研修受講者数が定められており、每期 20 人の参加者を目標としている。実際、令和元年の活動を見てみると、14 日の研修が行われ、延べ 74 人が参加しており、アウトプット指標の目標値を大きく上回っている。 研修の参加数は達成しているが、下表に示すように訪問介護や介護施設に再就職する状況は、平成 28 年から令和元年に向けて減少している。医療関係者は、定年を迎えてもそのまま勤務していた病院に勤続する傾向が強いため、当該事業は社会のニーズと乖離している可能性がある。 介護施設の人数が不足しているのか、病院の看護師の人数が不足しているかを調査したうえで、事業の在り方を再度見直されたい。	介護施設に限らず医療施設も看護師が不足していることから、令和 4 年度以降は、介護施設に限定せず全ての看護職員求人施設に参加を強く働きかけ、プラチナースの希望に添った施設とマッチングできるよう事業を見直した。 【対応済】	報告書 77 ページ
【事業 9】福祉・介護人材確保対策事業			
福祉保健部	【結果】指摘 9－1 消費税等仕入控除税額確定報告書の徴収について 福祉・介護人材確保対策研修事業において、補助事業者である 3 団体について、消費税等仕入控除税額確定報告書の徴求が行われていなかった。	令和元年度の消費税等仕入控除税額確定報告書は徴求済みであり、今後は、徴求漏れがないよう、関係規程等の確認を徹底する。 【対応済】	報告書 80 ページ
	【結果】指摘 9－2 実施計画書と実績報告書との相違について 福祉・介護人材マッチング機能強化事業において、実施計画書に記載している事業が実績報告	令和元年度の実績報告書は修正済みであり、令和 2 年度事業から、実施計画書において計画されていた事業が適切に行わ	報告書 82 ページ

	書には記載されていなかった（また、担当者もその事実について把握していなかった）。実施計画書で予定している事業が適切に行われているか、実績報告書で確認する必要がある。	れているか、担当者のみでなく総括等複数の職員で確認している。 【対応済】	
	【結果】指摘 9-3 成果指標について 当該事業のなかで、予算規模が大きい福祉・介護人材マッチング機能強化事業についても成果指標を定めることを検討されたい。	令和4年度事業から、本事業を活用し、県内介護事業所に就職した人数を成果指標とすることとした。 【対応済】	報告書 83 ページ
【事業10】外国人介護人材確保対策事業			
福祉保健部	【結果】指摘 10-1 他の自治体との差別化について 大分県にしかないメニューを作るなどの方法により当該事業を実施している他県の事態との差別化を図られたい。	令和3年度から、外国人介護人材の雇用を促進するため、外国人人材を雇用する際におけるイニシャルコスト（新型コロナ対応のための2週間滞在経費を含む。）に対して助成する「外国人介護人材雇用インセンティブ補助金」を創設し、他県の取組との差別化を図っている。 【対応済】	報告書 87 ページ
【事業12】保育環境向上支援事業			
福祉保健部	【結果】指摘 12-1 大分県保育現場の働き方改革実践支援事業委託業務の契約における評価項目、評価基準について 4. 概要の補足説明に記載したとおり、審査委員が評価する項目、基準は、抽象的であり、具体性に欠けている。 「大分県保育現場の働き方改革研究会 報告書」において、保育現場特有の働き方改革に関する6つの課題とその改善策が具体的に示されているのであるから、それを可能な限り評価項目に取り入れることが望ましい。	令和3年4月2日に公示した令和3年度大分県保育現場の働き方改革実践支援事業委託業務に係る企画提案競技において、審査基準に「大分県保育現場の働き方改革研究会報告書」で示された改善策（仕事内容の見える化や書類作成業務の見直し等）を盛り込み、可能な限り具体的な審査基準とした。 【対応済】	報告書 97 ページ

【事業１３】子育てと仕事両立支援事業			
福祉保健部	【結果】指摘 １３－１ 事業の達成率について 育児短時間勤務奨励事業、両立応援給付事業ともに達成率が低くなっている。 事業実施期間が１０月から３月までの６ヶ月間であり、周知が徹底できていなかったことが主な原因であるということであるが、需要があれば申請は増えるため、令和２年度の実績が出た後に事業を継続するか中止するのかの判断をすべきである。	育児短時間勤務奨励事業（事業主への交付）については、令和３年度から、補助対象事業者をこれまでの常用雇用者数１００名以下の事業者から常用雇用者数３００名以下の事業者へ拡大し事業を継続しているが、申請目標件数２０件に対し令和３年１２月１日時点での申請実績が１件にとどまっている。事業周知のために訪問した企業からは育児短時間勤務の対象となるような子育て中の従業員がいない等の意見があった。 両立応援給付事業（個人への交付）については、令和３年１２月１日時点で申請目標件数８０件に対して申請件数が７７件と、本年度の交付決定件数は、年間目標件数を超える見込みである。 いずれの事業も、次年度以降の事業の在り方について、引き続き検討していく。 【検討中（検討）】	報告書 １０２ ページ
【事業１４】ひとり親家庭等自立促進対策事業			
福祉保健部	【結果】指摘 １４－１ 母子・父子自立支援プログラム策定について 母子・父子自立支援プログラムの策定者の就職は令和元年度４１件のうち２５件である。１６件はプログラム策定の効果が現れておらず、その後のフォローについては電話やショートメールでの対応のため、ひとり親の潜在的に抱えている問題を顕在化できないと思われる。事業の効果を発揮させるのであれば、就職情報を提供することや来所を促すだけではなく、ひとり親家庭まで赴き自立支援の相談にのるべきである。そこまで実施したうえで、母子・父子自立支援プ	これまで、就職まで至らなかったひとり親に対しては、再度プログラム策定の面接連絡、センターへの来所等を促し、切れ目のない支援を実施してきた。これに加えて、令和３年度からは、これまでの電話やメールでの対応に加え、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、ひとり親家庭の自宅に訪問して自立に向けた相談に応じる等、きめ細やかな対応に取り組んでいる。 【対応済】	報告書 １０６ ページ

	ログラム策定が完結するのであり、現状は中途半端な対応となっている。 費用対効果の観点からそこまでの対応が困難なのであれば、他の需要がある事業に予算を回すことを検討すべきである。		
【事業１５】ＩＣＴの活用等による障がい者の在宅就労支援事業			
福祉保健部	【結果】指摘 １５－１ 在宅就労に取り組む企業の開拓について 企業向けセミナー、電話、訪問等を通じて在宅就労に取り組む企業を増やすべきである。また、将来的には県としても在宅就労に向けた業務の切り出しができないか検討されたい。	セミナー等を通じた企業への普及・啓発と併せて、企業開拓のノウハウ指導等による事業所の育成を図る事業内容とした。将来的には県としても在宅就労者へ業務の切り出しができないか検討していく。 【対応済】	報告書 111 ページ
	【結果】指摘 １５－２ 事業の継続性について 将来的にも事業を継続していくためには、在宅就労支援のためのシステムをはじめ在宅障がい者のスキルアップのための e ラーニング、企業開拓等、当該事業継続のために必要なスキル、ノウハウ等を県内資源で賄えるような体制の構築が必要である。	在宅障がい者のＩＣＴ技術のスキルアップ支援及び事業所職員の企業開拓のノウハウ指導等による養成を図るとともに、各種会議を通して、事業の進捗状況や成果など、本取組についての横展開に向けた県内事業所等への情報共有を随時実施している。今後も県内資源で賄える体制構築について取り組んでいく。 【対応済】	報告書 112 ページ
	【結果】指摘 １５－３ 補助対象団体の選定について（募集要項等について） 募集要項の段階で受給のための資格要件を厳しく限定することは望ましいとは言えない。複数の団体の応募が見込めるような資格要件にすることを検討されたい。	本モデル事業は、大分県で初めての取組であり、在宅就労のノウハウだけでなく、障がい者の就労支援への理解や知識・経験があることに重点を置いた要件設定としたものである。 今後、在宅就労に関する新規の事業実施の際には、指摘の視点を踏まえ、できるだけ多くの実施主体が事業提案できるよう資格案件の設定を行うこととした。	報告書 113 ページ

		【対応済】	
【事業１６】 障がい者就労環境づくり推進事業			
福祉保健部	【結果】指摘 １６－１ 雇用アドバイザーについて 微妙に役割や目的が異なる各部（福祉保健部、商工観光労働部、教育庁）のアドバイザー等について、兼務、整理集約が可能か検討されたい。	令和３年度予算では、教育庁が特別支援学校に配置し、就労先や現場実習先の企業開拓等を担ってきた就労支援アドバイザーを廃止し、企業への実習の際の仕事の切り出しや支援方法等の提案を行うこと等を担うジョブコンダクターを新たに配置する整理を行った。 商工観光労働部が各高等技術専門校に配置している障がい者職業訓練コーディネーター・コーチは、職業訓練実施にあたり、訓練生の募集・カリキュラムの設定、訓練中の調整業務等を主としており、障がい者雇用アドバイザーが主として行う法定雇用率対象企業への訪問による雇用状況・企業ニーズの把握、受入れ準備・雇用条件の調整等の役割とは異なっている。 今後も、各アドバイザー等で企業情報等の交換・共有を行うとともに、各部局でも状況を共有し、効果的・効率的な体制を検討していきたい。 【対応済】	報告書 118 ページ
【事業１７】 地域牽引企業創出事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 １７－１ 補助対象経費の妥当性 本事業については、限られた対象先に１社当たり最大５千万円という多額の補助金が支出されているところであるが、補助対象経費に係る取引記録、資料のチェックが所管課により十分に行われているとは関係書類を閲覧しただけでは判断できず、必要以上の補助金が支出されている可能性も否定できない。 金額的な影響の大きさ、不正受給のリスクを十分考慮した上	補助金事務マニュアルを、令和３年４月１日付けで改定し、見積書等は品目、数量、納期等の詳細が分かるものを提出することと明記することにより、内容を確認できるようにした。 【対応済】	報告書 124 ページ

	で、所管課は取引について厳格にチェックするよう改める必要がある。		
	【結果】指摘 17-2 補助対象経費の報告区分 一部の工具器具の取得及び外部に製造を委託したシステム購入が商品・サービス力強化事業区分（競争力強化事業）として計上されているところ、交付要綱に沿えば機械等設備導入事業区分として報告すべきではないかと疑われるものが見られた。このケースでは該当しないが、機械等設備導入事業の上限額を超えれば、補助金の返還となりうることから十分留意する必要がある。	事業計画の段階で内容をチェックし、適切な事業の振り分けを行うとともに、機械設備を含むシステム構築事業については補助金事務マニュアルを、令和3年4月1日付けで改定し、区分を明確化した。 【対応済】	報告書 125 ページ
	【結果】指摘 17-3 補助金の交付申請時に提出された見積書 令和元年12月2日に補助金の交付決定通知のあった令和元年度大分県地域牽引企業創出事業において、補助金の交付申請時に提出された令和元年11月20日の見積書に「今週中の注文で3月中納入可能です」との記載があった。 仮にその週で注文が行われていたならば、交付決定よりも前に取引が開始されたことになり、この場合は、補助金の対象経費に認められないとされるところであるが、所管課が当該見積書の記載に対する調査、検討を行った証跡はなかった。 今後は、所管課は書面の作成日や金額の照合のみならず、補助金の不正事例の収集、不正リスクの想定を行った上で、提出	当該見積書は、参考見積りとして提出されたもので、交付決定額算出のための資料としていた。このため、金額を参考にしたものの、その他の記述については、訂正を求めたり、コメントを残すことはしていなかった。 今後は内容確認等した場合は、書類に証跡を残すよう改める。 【対応済】	報告書 127 ページ

	書類をチェックして、その証跡を残しておく必要がある。		
	【結果】指摘 17-4 財産管理台帳の様式・内容 県が補助対象先に作成・提出を要求している財産管理台帳について、様式・内容が要綱等で定められておらず、法人が税務申告等で利用している固定資産台帳との整合性が把握されていないなど、資産の保全に係る統制が十分ではない。例えば、税務申告等で利用している固定資産台帳を提出してもらい、固定資産台帳に記載されていないものについて、財産管理台帳に記載を求めるといった対応でもよいのではないかと考えられる。	本事業の補助金事務処理マニュアルでは、様式例として「財産管理台帳」を例示し、企業から提出を求めているが、今回、確認書類として「固定資産台帳」を添付するよう、令和3年4月1日付けで改定した。なお、運用上、必要事項の記載を満たしていれば「財産管理台帳」に代えて「固定資産台帳」での提出も認めている。 【対応済】	報告書 127 ページ
	【結果】指摘 17-5 新規高度人材の考え方 補助対象経費となる人件費に係る新規高度人材の考え方について、県の注意事項をみると、新規高度人材候補者の認定企業での初任給が、認定企業全正社員（役員を除く）の平均給与を上回ることが、交付要綱の対象要件の一つとなっている。平均給与が基準とされているのは、高度人材であることが給与の高さに反映されると判断しているからであろう。そうであれば、認定企業内で職種も異なる社員との比較を行うよりもむしろ、同地域における同職種の他社との給与を比較する方が合理的である。 当該事業は、県経済をリードする地場中小企業の創出を図ることを目的としており、同業他社の状況を踏まえることの方が	原則、地域の同規模同業他社の採用条件についての資料を提出するよう、新規高度人材の雇用における注意事項を、令和3年4月1日付けで改定した。 【対応済】	報告書 128 ページ

	その狙いとも整合する。		
	【結果】指摘 17-6 認定企業の決算に係る適法性の確認 決算報告書の写しは入手しているものの、法人税申告書の入手や決算公告の有無についての把握が行われておらず、適法性のチェックが十分に行われていない。 決算公告は、債権者をはじめ利害関係者等に対して会社の財政状態を明らかにし、不測の事態を避けて取引の安全を保つことを目的として行うものである。当事業では多額の補助金が認定企業に支出されていることから、決算公告は県民への情報公開といった観点からも有用である。地域経済をリードする企業として、適法性が確保されている点を確認しておくことが求められる。	令和3年度から決算報告書の提出を求める際、公告実施等についての書類を提出させ、適法性を確認するよう改めた。 【対応済】	報告書 128 ページ
	【結果】指摘 17-7 補助と委託の考え方 令和元年度の大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務については、本来県が行うべき仕事ではなく委託になじまないのではないかと。地域牽引企業創出事業費補助金と同様、補助金で処理することが望ましい。	持続的な成長を通じて地域の雇用や産業活力を生み出す県経済を牽引する企業を創出するためには、県が支援対象企業の中期経営計画達成に向けた伴走支援を実施する必要があると考える。本委託事業は、牽引役に成長することが期待される支援対象企業に対し、この伴走支援を補完するため外部専門家の知見を活用するものであることから県が直接に実施すべきと判断した。 なお、QCD (Quality・Cost・Delivery) 等の技術指導など、業種特有の高度な内容に係る専門家派遣については、別途補助事業を活用し処理していく。 【対応済】	報告書 129 ページ

【事業１８】事業承継促進事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 １８－１ 事業要否、見直しの検討 県は事業承継の促進に向けて、現経営者以外の後継候補者や士業等周辺機関に対する支援事業を行っているところであるが、現経営者への事業の直接的な効果は高くないことから、事業の要否をより明らかにして、必要に応じて事業を見直すことが望ましい。	現経営者への支援については、事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、事業承継診断や個別相談会、承継計画策定のワークショップなどの直接的な支援やアプローチを行っている。一方、県の事業承継促進事業では、支援機関の職員に対し、事業承継伴走支援人材育成研修や民間の第三者承継仲介事業者の活用法セミナーを通じて、知識の習得や前さばき力の向上を図っている。また、移住フェアでは後継者人材の掘り起こしも行っており、センターが実施する事業と連携することで、現経営者及び後継者への効果的な支援が可能となっている。今後もより一層の連携強化を図ることで、事業内容をさらに充実させるとともに、関係機関の意見を聞きながら、必要に応じて見直しを図る。 【対応済】	報告書 134 ページ
	【結果】指摘 １８－２ 研修の開催日程、場所 連続する平日２日間にわたり実施された事業承継伴走支援人材育成研修において、研修後の参加者アンケートをみると、回答者の２５％超が「研修期間が長い」といった回答をしていた。例えば、普段の業務で忙しい人であっても可能な限り利用できるようオンライン研修を導入するなど、日程や開催場所を検討する必要がある。	コロナの影響により、伴走支援人材育成研修など事業承継関連の研修では、令和２年度から、内容をＷＥＢ配信することにより、自宅や職場からオンラインでの研修受講を可能とした。令和３年度以降も、ＷＥＢ配信を継続することにより、より多くの方が受講しやすい実施方式とする。 【対応済】	報告書 135 ページ
	【結果】指摘 １８－３ 審査委員の独立性 後継者経営力強化事業委託業務や事業承継マッチングイベント事業委託業務においては、企画提案競技に係る審査委員会の	令和３年度から、現委員に比べ、より外観的に独立性の高いと考えられる中小企業診断士を、企画提案競技の審査委員に加えた。	報告書 135 ページ

	審査を経て、随意契約により委託業務が履行されている。 この審査過程及び結果を見ると、外観的な独立性が十分に確保された審査委員により行われたものとは判断しづらい点が見られた。今後は、より独立性が確保された者を審査委員に加えるよう検討すべきである。	【対応済】	
	【結果】指摘 18-4 委託業務の内容変更 研修業務の講師を県外専門家から、契約後に県内専門家に変更していたが、当該変更理由が事業の関係簿冊に記録されていなかった（令和元年度後継者経営力強化事業委託業務）。研修業務において、講師を誰が担当するかは重要事項であると考えられることから、この種の変更が生じた場合は、その経緯や対応等について少なくとも実施報告書の添付資料等に記録する必要があると考える。	令和3年度から、選定する講師など研修に係る重要事項について変更が生じた場合には都度、県に対し報告、協議するものとし、その経緯や対応等が分かる資料を実績報告書に添付することとした。 【対応済】	報告書 137 ページ
【事業19】 おおいたスタートアップ支援事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 19-1 事業の進捗管理方法の見直し 本事業により、補助対象先において委託業務を中心に様々な業務が行われている。ただ、事業実績書には個別の業務レベルで整理・評価されたものが見当たらず、補助事業として経済性や効率性を総合的に検証するのが困難な状況にある。 所管課からは、毎年度当初に別途資料を使用して、補助対象先と個別事業の摺り合わせを行った上で、毎月行う補助対象先との協議により事業の進捗状況を管理しているとの説明は受け	令和3年度から、個別の業務レベルで目標を設定・管理ができるよう、おおいたスタートアップ支援事業費補助金交付要綱を改正し、事業概要及び事業目標を明記させることで、補助事業の成果を総合的に測定できるよう改めた。 【対応済】	報告書 143 ページ

	たが、その内容、結果等が事業実績書に反映されていない。 委託業務の構成（補助の使途）や費用配分が効果、効率的であるか、個別の業務レベルで目標を設定・管理し、補助事業の成果を総合的に測定できるよう、交付要綱や事業実績書の記載方法を含め事業の進捗管理方法を見直す必要がある。		
	【結果】指摘 19-2 補助事業者が実施した企画提案競技 補助事業者においては、多くの委託料が支出されている。委託契約に当たっては県に準じて企画提案競技を経て随意契約が行われているところである。 支出額2百万円以上の委託業務を見たところ、すべて企画提案競技が実施されていたが、結果として応募者もすべて1者のみであり競争性が確保されているとは判断できなかった。補助金がより効果・効率的に利用されるよう工夫の余地がないか検討されたい。	令和3年度から企画提案競技の公募時には、大分県産業創造機構がおおいたスタートアップセンターのホームページに公募情報を掲載することで、積極的な声かけを実施している。 【対応済】	報告書 144 ページ
	【結果】指摘 19-3 「地域（の）課題」の曖昧さ 大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱に記載されている「地域（の）課題」について定義づけがされておらず、対象が非常に曖昧であり、あらゆる起業が対象となってしまうのではないかといった疑念がある。対象を明確にして、事業効果を高める工夫を検討することが求められる。	令和3年度から募集要項及び補助金交付要綱を改正し、地域再生計画における対象分野を定めた。また、募集要項では地域課題の具体的な事例を掲載するなど、起業の対象を明確化した。 【対応済】	報告書 145 ページ
	【結果】指摘 19-4 採択決定の基準		報告書 147 ページ

	採択に係る審査結果を見る限り、必ずしも評価の高いところが採択されているとは判断できないことから、採択決定の基準について見直しを検討されたい。	令和２年度から審査基準を見直し、審査点数が総得点の７割以上の申請者のみを採択することとした。 【対応済】	
	【結果】指摘 １９－５ 事業計画での内容と起業後の活動の齟齬 事業計画に記載された内容が履行されていると資料では認められなかった先が存在した。採択に影響を及ぼす事項については、起業者の計画が「誇大」になっていないか現実的であるかを判断し、心証を得ることが重要である。	令和元年度の事業開始時から確認を行ってきたが、今後も証跡を残すとともに、引き続き丁寧に確認を行っていきたい。 【対応済】	報告書 148 ページ
	【結果】指摘 １９－６ 補助金交付要綱の明確化 起業後に事業拡大を図っている者に対して補助金が支出されているケースがある。起業者の要件が曖昧であるため、補助対象として適切であると判断するのが困難であった。補助金を活用する県民の立場を考慮し、可能な限り誤解や解釈の差が生じることなく公平な運用が行われるよう、交付要綱等を整備する必要がある。	令和３年度の交付要綱を改正し、「起業」を「新たに事業を開始する個人事業主」や「個人事業から法人成りする場合」等と定義し、明確化を図った。 【対応済】	報告書 149 ページ
【事業２０】 ＩＴ人材確保支援事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 ２０－１ ＩＴ人材交流促進事業について ＩＴ人材交流促進事業のうち、県内外ＩＴ企業・人材交流促進事業については予算執行率が悪いため、活用促進に努められたい。	令和２年度においては、情報発信と合わせて、より効果的に事業を実施するため、補助事業から委託事業に執行方法を変更し、県が自ら事業主体となって、県内外のＩＴ関連企業・人材による交流イベントを開催した。 【対応済】	報告書 155 ページ
【事業２１】 企業立地促進事業			

商工観光 労働部	【結果】指摘 21-1 補助金の対象となる新規雇用者について 産業立地促進補助金、大規模投資促進補助金及びオフィス系企業誘致促進補助金の補助対象となる新規雇用者数については、県内に居住する者を対象としているが、企業への採用直前に大分県民となった者も地元雇用者としている。 雇用の創出や雇用の機会の確保の観点からは、採用直前に大分県民となった者も地元雇用者に含めて何ら不都合は無いのであるが、U I J ターンの実態をより正確に把握するためには、採用直前に大分県民となったものとそれ以外の者とを峻別することが望ましい。	令和3年度から、補助金の対象となる新規地元雇用者について、採用直前に大分に転居された方とそれ以外の方を区別して集計し、U I J ターンの指標所管課である雇用労働政策課に情報提供することにより、今後の雇用施策に反映させることとした。 【対応済】	報告書 163 ページ
【事業22】働き方改革推進事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 22-1 当該事業のアウトカム指標について おおいた子育て応援団認証企業数をアウトカム指標としているが、すでに数年間が過ぎることから、認証した企業がどのように仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを実践しているのか実態を評価する成果指標が望まれる。	おおいた子育て応援団認証制度は、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくり等に取り組むため、一般事業主行動計画を作成した企業を県が認証し、社会的に評価される仕組みをすることにより、企業の自発的な取組を促すことを目的としている。認証企業には認証後も、県の働き方改革セミナーや個別相談会の案内、助成金制度の情報提供などフォローアップを行っていることから、本指標を成果指標として継続することとした。 【対応済】	報告書 168 ページ
	【結果】指摘 22-2 おおいた子育て応援団認証事業の随意契約理由について おおいた子育て応援団認証事業は、随意契約によって大分県	随意契約理由を、「『中小企業に対し日常的に情報収集、指導、助言等を行う立場	報告書 169 ページ

	中小企業団体中央会を委託先としているが、随意契約とした理由の一層の丁寧さが望まれる。	にあり、その能力を有していること。』、『できるだけ多くの中小企業に対する情報収集や訪問勧誘ができること。』、『県下全域の企業を対象に事業が実施できること。』、『次世代育成支援対策推進センターに指定されている。』といった要件を満たす団体である。」としていた。 しかし、理由が不十分であったため、令和3年度からは客観的に理由を判断し、適切な契約理由になるよう、また、より丁寧な説明内容となるよう改めた。 【対応済】	
【事業25】U I J ターン就職等支援強化事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 25-1 事業の評価について 県内高校生・大学生に対する就職支援事業に係る委託仕様書において、県は実施報告書の提出を求めている。しかし、報告書の内容は、受付、会場および運営等の状況の記載が多いことから、県は、参加者へのアンケート内容の充実に向けた関与を積極的に行い、適切な事業評価を行うことが可能となる報告書を徴求することが望まれる。	令和3年度から、参加者の満足度や評価が確認できるアンケート内容となるよう県が積極的に関与するとともに、受託者に対しては適切な事業評価が行われるよう、アンケート結果等をもとに、当該説明会の評価や分析、成果を記載したPDCAサイクルを回すことが可能となる報告書を徴求する。 【対応済】	報告書 178 ページ
【事業26】県外若年者U I J ターン促進事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 26-1 福岡拠点設置の事業効果について 若者が行き交う天神・大名エリアにて、福岡拠点施設「d o t . (ドット)」開設したことから、年間約46百万円の施設運営費を県が負担することになる。当該拠点運営していくに当たっては、事業効果について適切な定量的及び定性的評価を実施したうえ、PDCAサイクルを回していくべきである。	令和3年度から「d o t . 」の事業運営に当たっては、来客者数やイベント参加者数など定量的な項目で評価するとともに、利用者の就職に関する意識変化や大分県に対するイメージの変化など定性的な項目で評価をし、PDCAサイクルを回していくこととした。 【対応済】	報告書 182 ページ

	【結果】指摘 26-2 他事業で執行した事業費の適正管理について 福岡拠点設置事業に係る事業費にあたるものが他の事業費で執行されている。「d o t .」に係る事業費を正しく集計し、次年度の予算作成に役立てるため、他事業で執行した事業費について、適切な実績管理を行うことが望まれる。	拠点施設「d o t .」の経済性・効率性を適切に評価するため、他事業で執行した「ロゴ・シンボルマークデザイン業務委託」、「ホームページ作成事業業務委託」及び「広報チラシデザイン委託業務」については、令和元年度の同施設に係る事業費として整理した上で、成果物をその後の「d o t .」PRやU I J ターン就職推進のための情報発信等に役立てている。 【対応済】	報告書 183 ページ
	【結果】指摘 26-3 県外若年者U I J 促進事業全般について 県内企業の情報発信や就職相談等を行う福岡拠点での活動に加え、県外の大学に進学したが、就職は県内企業を選択した身近な諸先輩方との懇談会の開催等も望まれる。また、福岡以外の九州在住学生へのU I J 促進に係る施策の一層の検討・実施が望まれる。	令和3年度から「d o t .」の就職イベントについては、県内企業に就職した若手社員との懇談会の開催など、若者の就職に関する意識やニーズを捉えながら実施していくこととした。 また、おおいた産業人財センターにおいて、福岡以外の九州エリアの大学生等に対する県内企業等のPRを強化するとともに、「d o t .」での就職イベントに誘導していくこととした。 【対応済】	報告書 184 ページ
	【結果】指摘 26-4 福岡拠点施設のPR方法について 福岡拠点施設「d o t .（ドット）」のPR方法について、ターゲットを適切に選定した上で、今日的手法によって実施すること、また、県が実施している他の事業との連携などによる効果的なPRの実施が望まれる。	令和2年度開設の「d o t .」のPR方法については、多くの若者が利用するLINEやT w i t t e r などのSNSを活用するとともに、県内高校卒業者への情報発信を目的とするオオイタカテ！メンバー登録制度（旧：おおいた学生登録制度）や令和3年2月に開設した大分県内企業情報等を集約した就職情報サイト F A V O i t a（ふぁぼ おおいた）を活用することで、イベント情報を定期的に情報発信することとした。	報告書 185 ページ

		【対応済】	
	【結果】指摘 26-5 企業研究3DAYSの参加者数について 企業研究3DAYSの参加者は、1日目2名、2日目9名、3日目29名となっていることから、実施日による参加人数の変動についての要因分析をした業務完了報告書を、委託者から徴求することが望まれる。	適切な事業評価を行い、PDCAサイクルを回していけるよう、令和3年度実施分からイベント参加者の実績や実施日等による参加人数の変動要因の分析を含めた業務報告書を徴収することとした。 【対応済】	報告書 185 ページ
【事業27】 おおいた元気企業マッチング促進事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 27-1 広報冊子制作業務の事業評価について 当該事業の継続の可否の検討や有用性の把握のため、少なくとも冊子内容に関する自由意見を含むアンケート調査やアウトプット指標を設けるなど、当該事業の有効性の評価を行うことが望まれる。	令和3年度から、県内就職広報冊子の内容に係るアンケート調査を実施するとともに、広報冊子の配付部数をアウトプット指標として設定することにより、当該事業の有効性の評価を行うよう努めた。 【対応済】	報告書 190 ページ
	【結果】指摘 27-2 県内企業と理系大学等教員との情報交換会開催委託業務に係る実施方法について 大分市中心部の会場にて懇談会形式で実施する情報交換会の他、企業や大学に実際に足を運び現場感を肌で感じられるような実施方法も考えられるため、PDCAサイクルを意識した報告書の徴収が望まれる。	令和3年度から、受託者に対し、アンケート結果等をもとにした当該情報交換会の評価や反省、改善点の洗い出しに加え、理系学生の県内就職率向上につながる原因分析や改善事項等の提案など、PDCAサイクルを意識した報告書を徴求するとともに、報告書受領後、速やかに事業評価を行い、翌年度以降の事業に活かしていくこととした。 また、情報交換会に参加した大学教員の学科に所属する学生と県内企業の若手社員とのオンライン交流会を開催し、県内理系学生の県内企業への理解を深めてもらう取組を実施した。 【対応済】	報告書 191 ページ

【事業 28】 おおいた若者就職・定着応援事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 28-1 県からの（公財）大分県総合雇用推進協会および各商工会議所への概算支払について 県からの（公財）大分県総合雇用推進協会及び各商工会議所への概算払について、支払計画を作成しているものの概算払の支払処理前に意思決定をしておらず、委託先からの請求に応じて支払っている。 また、委託事業の進捗と概算払額が対応しておらず、概算払額が事業の進捗に比して著しく多額となっていることから、概算払の時期及び金額の再検討が求められる。	概算払について、支払処理前に概算払に係る県としての意思決定を行うとともに、事業の進捗を勘案し、適切な時期に適切な金額を支払うよう令和3年度実施分から改めた。 【対応済】	報告書 196 ページ
	【結果】指摘 28-2 おおいた産業人財センターへの委託事業と成果指標について 委託仕様書における各実施業務について、それぞれの事業との関連が複雑で分かりにくいことから、委託業務の支援内容と委託事業との関連を分かりやすく整理したうえ、PDCAサイクルを回し、経済性・効率性・有効性も意識しながら委託業務を実施することが望まれる。	経済性・効率性・有効性も意識しながら委託業務を実施するため、委託業務仕様書の支援内容については（ア）県内企業の従業員の雇い入れ・職場定着支援（①）、（イ）UIJターン就職希望者の就職支援（①）、（ウ）概ね40歳未満の若年者の就職支援（②、④）、（エ）人財センター登録企業と人財センター登録休職者等のマッチング実施（①）、（オ）プロフェッショナル人材戦略拠点運営（③）と区分していた。しかし、運営経理は①～④で区分しており、事業への投資量が不明確であったため、令和3年度から区分経理ごとの事業に整理し、①おおいた産業人財センター、②ジョブカフェおおいた本センター、③プロフェッショナル人材戦略拠点、④オオイタカテテ！メンバー登録制度（旧：おおいた学生登録制度）と変更し、委託事業との関連を分かりやすく整理した。 【対応済】	報告書 198 ページ

【事業２９】シニア雇用推進事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 ２９－１ アウトカム指標について 成果指標のアウトカム指標としてキャリアコンサルタント利用者の就職率を掲げているが、職業相談・紹介やキャリア・カウンセリング等を通じた就職者数等とすることが望まれる。	本事業の目的が中高年齢求職者の早期の再就職や就業機会の拡大支援を図ることにあるため、令和３年度からアウトカム指標を就職者数に変更した。 【対応済】	報告書 202 ページ
【事業３０】女性のスキルアップ総合支援事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 ３０－１ アウトカム指標について 当該事業におけるアウトカム指標として本事業による就職者数としている。しかし、当該業務は異なる就業形態を支える複数の事業を実施しており、各事業の成果が適切に把握できるよう各事業の目的に応じた就職者数の把握が望まれる。	本事業は、女性が多様な就労形態を選択できるように事業を実施しているため、現指標が適正であると判断しているが、令和２年度から各事業の成果が適切に把握できるよう、事業ごとに就労調査を実施し、就労数を把握することとした。今後も各事業の就労者数を把握し、必要に応じて、指標の見直しを検討していく。 【対応済】	報告書 206 ページ
	【結果】指摘 ３０－２ 委託事業のスクラップアンドビルドについて 在宅ワーカー養成講座の委託先は、企画提案競技により委託先が選定されている。そして、別の２つの委託事業も企画提案競技によって、当該同一の委託先を選定している。同一の委託先が複数の業務を実施することの効率性について、実績報告書の内容を精査・検討し、委託業務の内容についてスクラップアンドビルドが望まれる。	令和２年度から、円滑かつ効果的に事業を実施するため、在宅ワークスタートアップ講座、在宅ワーカー養成講座、在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会の３事業を統合し、企画提案競技により委託先を選定、実施している。 【対応済】	報告書 207 ページ
	【結果】指摘 ３０－３ 在宅ワーカーの月収について 在宅ワーク推進事業によって養成講座を受講し、実際に収入を得て在宅ワーカーとして活躍している方の月収について１万	在宅ワーカーの収入向上を図るため、令和２年度からさらに高いスキルを身につけるための経験者向け専門コースを設置するとともに、企業へのアプローチと	報告書 208 ページ

	円未満がほとんどである。県は、今まで以上に在宅ワーカーが活躍する場の掘り起こしに向けた企業へのアプローチを推進することが望まれる。	して、相談窓口の設置、アドバイザー派遣、お試し発注体験を実施し、在宅ワーカーが活躍する場の掘り起こしをしている。 【対応済】	
	【結果】指摘 30-4 働きたい女性のトータルサポート事業の評価について 委託先からの実績報告書について次年度以降のPDCAに資するよう報告内容の充実が望まれる。	令和2年度の実績報告書から、委託先に、参加企業・女性のアンケートの分析、イベント広報効果の分析、効果的な事業実施方法等の分析などを踏まえた評価報告書の提出を求めることとし、内容の充実を図った。 【対応済】	報告書 208 ページ
【事業31】 おおいたの産業人材確保・育成事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 31-1 アウトプット指標に係る実績把握について アウトプット指標として雇用型職業訓練の受講者数を掲げているが、受講者の実績把握について、一層の適切な指標が望まれる。	本事業は令和2年度で終了したが、今後、同様の雇用型職業訓練を実施する場合は、当初受講者数ではなく受講完了者数とするなど、一層の適切な指標の設定を検討する。 【対応済】	報告書 212 ページ
	【結果】指摘 31-2 事業計画の変更に係る承認申請について 委託契約書第7条（事業計画の変更）にて、一定の場合に委託先は、事前に委託業務変更計画書を提出し、県の承認を受けなければならないと定められているが、遵守されていない。	令和2年度からは、契約書に定めたとおり、事前に委託業務変更計画書を提出した上で、県の承認を受ける手続きを遵守している。 【対応済】	報告書 212 ページ
【事業32】 外国人労働者受入対策支援事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 32-1 一般入札の実施について 大分県特定技能外国人雇用に関する意識調査委託業務について、一般入札を実施、1社からの入札参加申請を却下したが、当	令和3年度実施分から、同様の入札を行う場合、必要以上に厳しい条件とならないよう入札参加要件を十分精査し、不公平感がないよう公告時の入札参加資格	報告書 216 ページ

	該却下の理由は適切ではない。 また、入札説明書には申請却下となる要件を事前に明示すべきである。	に明示することとする。 【対応済】	
【事業３５】 農業担い手確保・育成対策事業			
農林水産部	【結果】指摘 ３５－１ 農業大学校の決算 大分県農業大学校は昭和 41 年に設立され、大分県が所有している学校である。収入・支出等の会計事務は大学で行われているが、現状、所管課には要覧の提出はしているものの、所管課に対する大学校の決算報告は行われていない。 大学校には農業大学校外部評価委員会が設置されているため外部評価は行われているが、運営費の大半を県費で賄っている現状をみると、所管課に大学校の決算数字や予算と実績の差額等を報告すべきと考える。また、所管課においては適正な運営が行われている事や支出の内容を確認すべきと考える。	農業大学校の決算について、今までも農業大学校の予算の 95%以上を占める所管課からの令達分については所管課にて運営状況も含めてチェックを行っていたが、その他の課から令達された残りの予算分についても、令和 3 年度から半期に 1 回、所管課において農業大学校が作成している収入・支出整理表等により支出内容等のチェックを行うこととした。 【対応済】	報告書 229 ページ
	【結果】指摘 ３５－２ 大分県就農研修支援金制度について この制度は国が行っている同様の制度の年齢上限が 49 歳のため、大分県が国の制度の対象外となる 50 歳以上 55 歳未満を対象にした貸付制度である。平成 26 年度からスタートしているが、今のところ 1 人も借り手がない状況である。宣伝方法に問題があるのか、制度自体に問題があるかを検討し、内容を見直す必要がある。	本制度は、中高年新規就農希望者の研修経費を支援するために平成 26 年度に創設したものであるが、その後、就農学校やファーマーズスクール等の研修施設の拡充や、平成 29 年度より県外からの移住就農者向けに研修時の生活費等を支援する大分県中高年移住就農給付金制度を創設するなど、研修支援制度の充実を図ったことから、本制度は令和 2 年度末をもって終了することとした。 【対応済】	報告書 229 ページ
【事業３７】 女性就農者確保対策事業			

農林水産部	【結果】指摘 ３７－１ 業者選定の妥当性について 情報発信の委託業者は提案競技により随意契約が結ばれている。提案競技審査委員会の審査により採用されており、選定自体に問題はないが、募集は該当１社のみであり、募集期間も提案資料の提出含め半月と短かった。 成果は事業効果につながるものであり、複数の中からよりよい先を選ぶことのできるよう、募集の周知期間を設定されたい。	令和２年度は募集期間を改め、２５日間としたことが功を奏し、４社からの応募があり、審査基準に基づき最優秀の１社を選定した。令和３年度は２５日間の募集期間を設定し２社からの応募があった。今後も業者選定にあたっては、業者が応募しやすいように、余裕をもった募集期間を設定する。 【対応済】	報告書 236 ページ
	【結果】指摘 ３７－２ 執行件数の不足 就労環境整備の為の事業であったが、実際の執行は経営体３先・公益社団法人１先のみであり、ほとんどの予算を執行していない。 新規事業のため、周知不足及び市の予算対応ができていない状況が生じている。市町村との連携を行い事業執行に影響の無いようにされたい。	令和元年度から２年度にかけて関係機関及び農業者への周知を行い、市町村に適切な予算対応をしてもらっている。２年度は１４件、３年度は２２件の執行見込みであり件数が増加していることから、今後も適正な事業執行体制を継続していく。 【対応済】	報告書 237 ページ
【事業３８】 林業新規参入者総合支援事業			
農林水産部	【結果】指摘 ３８－１ 委託と補助の区分 本事業では委託事業と補助事業が混在している。何を県が本来的に行うべき業務として委託の対象とし、何を公益財団法人森林ネットおおいたが担う研修運営者の業務に対する補助の対象とするか、といった点が整理されず曖昧なまま事業が実施されている。今後は、委託で行うのか補助で行うのか、財源のみならず実施主体はいずれのもので	公益財団法人森林ネットおおいたは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業労働力確保支援センターに指定されており、県の基本計画の中でも「新たに林業に就業しようとする者に対して、就業に必要な林業技術習得のための研修等就業に至るまでの一連の支援措置を実施する。」ものとされている。 以上の内容を踏まえ、就業前の林業アカデミー研修の実施主体は、センターである森林ネットおおいた（補助）とし、林	報告書 241 ページ

	あるべきかといった視点を明確にして事業を組み立てる必要がある。	業就業者向け研修の実施主体は県（委託）として整理した。 【対応済】	
	【結果】指摘 ３８－２ 実績報告における添付書類 補助金交付要綱により補助事業実績報告書の添付書類として、領収書又は請求書の写しの提出が求められているところ、会計帳簿の元帳のみが提出され、領収書や請求書のほとんどが提出されておらず、要綱に沿った運用が行われていない。今後は、要綱に沿った資料の添付を提出するか、提出が不要であるならば補助金要綱の見直しが必要である。	令和３年３月１日付けで補助金交付要綱を改正し、実績報告書に勘定元帳の写しを添付することにした。 併せて、同日付けで実施要領の改正を行い、事業完了検査において、勘定元帳と領収書等の支払い根拠との照合を抽出検査により実施することにした。 【対応済】	報告書 242 ページ
	【結果】指摘 ３８－３ 証拠資料の適合性 高速道路の利用明細書に基づき使用料及び賃借料が支払われているが、明細書の利用年月日と研修実績表を照合したところ、研修実績表の空白及び休講となっている日に高速道路が利用されていたケースがあり、その理由等が関連簿冊に記録されておらず当事業で発生したものか判別できなかった。補助金の不正流用の観点から、書類間の不整合に留意して書類チェックを行う必要がある。	当該実績については、講義ではなく研修の打合せに高速道路を使用していることを確認しており、研修の打合せも補助対象となっていることから、運用上の問題はなかった。今後も指摘内容に沿って完了検査の際の書類チェックを徹底し、不正がないよう適切な執行を図ることとする。 【対応済】	報告書 242 ページ
	【結果】指摘 ３８－４ 予算と実績の差異 収支精算書の支出において、手当が当初の予算額 100 万円に対して精算額は 150 万円となっている。添付資料として提出された元帳を見ると各月の通勤手当となっていた。通勤手当が予算と実績がこれほど乖離する理	令和２年度事業から、当初計画と大幅に精算額が違う項目については、収支精算書の備考欄に理由を記載してもらうよう実施主体に指示した。 【対応済】	報告書 243 ページ

	由が書面では把握できなかった。合理性が確認できないものは理由を確かめ、収支精算書の備考欄に記録しておくことが望ましい。		
	【結果】指摘 38-5 実績報告書における報告事項（研修委託） 実績報告に当たり提出された研修日程表に指導作業員名が記載されておらず、誰が指導を行ったのかが資料で確認できなかった。当該事業については指導作業員の報酬相当額が委託費として支出されており、委託契約書（仕様書）に沿った業務内容が実施されたことを確かめる観点からも、受講者名のみならず指導作業員名についても報告する必要がある。	令和2年度事業から、研修日程表（任意様式）には、受講者名のみならず指導作業員名についても記載するよう受託者へ指示した。 【対応済】	報告書 244 ページ
	【結果】指摘 38-6 稼働日数の不足（研修委託） 当研修委託業務に関する仕様書において、研修の回数は定めがないが、シミュレータの稼働日数が概ね月10日以上となるよう努めることと定められているところ、令和2年2月の利用状況をみると5日程度であった。仕様書に従った運用をするよう改善すべきである。また、他に稼働した日があれば、その記録を事業実績書（添付資料含む）の中で記載すべきである。	令和2年2月の稼働状況については、機械を新たに導入したことから、講師の操作研修が必要であるため、研修時間を利用時間に含めることが妥当であると判断した。しかしながら、事業実績書に記載がなかったことから、今後はそのような場合も事業実績書の中に記載するよう受託者へ指示した。 【対応済】	報告書 244 ページ
	【結果】指摘 38-7 情報収集の方法（リース） ハーベストアシミュレータのリース取引において、入札前に特定の機械メーカーから県所管課と特定のリース会社向けに連名でメールが送られていた証跡が	今後、リース取引を行う場合においては、契約前はメーカーとリース会社とそれぞれ別々に連絡を取ることとした。 【対応済】	報告書 245 ページ

	見られた。このようなやり取りは取引や契約の透明性や適切性に疑念を持たれるおそれがある。 契約前は、県所管課はメーカーとリース会社とそれぞれ別々に連絡を取る必要がある。		
	【結果】指摘 ３８－８ 事業実施主体から県に対する就業結果の報告 研修終了後の進路などの調査結果が事業実施主体から県に確実に報告されるよう、林業新規参入者総合支援事業費補助金交付要綱等に定めておくことが望ましい。	令和３年３月１日付けで実施要領を改正し、研修終了後の就業状況について事業実施主体から林務管理課長に対し、毎年４月に定期的に報告をするようにした。 【対応済】	報告書 245 ページ
	【結果】指摘 ３８－９ 委託業務の成果（造林就業支援講習委託） 委託業務の仕様書においては、対象者を造林分野への新規参入希望者（造林作業経験１年未満）１０名程度とされているが、事業実績報告書及び受講者名簿をみると、７名の参加にとどまっており、作業経験年数も把握できないにもかかわらず、委託業務完了検査調書の検査意見には「特になし 良好」との記載であった。 仕様書通りに事業が履行されていない点については、完了検査調書、あるいはその補足資料として原因や次年度以降の改善点を記録しておくことが必要である。	今後、同様の案件については、仕様書の目安数値と実績値との差の原因や改善点等を完了検査の補足資料として記録し、次年度以降の業務改善資料とすることとした。 【対応済】	報告書 246 ページ
	【結果】指摘 ３８－１０ 採択要件に係る資料の提出時期（再造林担い手確保支援） 採択要件に係る研修生の年齢に関する資料が事業実施計画で	令和３年度から事業実施要領に基づく事業計画書に年齢記入欄を設け、研修生	報告書 247 ページ

	はなく補助金交付申請時に提出、検討されているが、効率性の観点から事業実施計画時に行われることが望ましい。	の年齢を確認している。 【対応済】	
	【結果】指摘 ３８－１１ 補助金交付決定前の着手（再造林担い手確保支援） 補助金の交付決定通知前の着手は原則的には認められておらず、「やむを得ない」場合において一定の事務処理を行った上で例外的に認められている。しかし、やむを得ない理由が明確ではなく、安易に交付決定前に着手されているようにも受け取れることから、運用上の改善が必要である。	令和３年度以降の事業について、交付決定前着手を災害や事業効果の発現に影響する場合等の真にやむを得ない場合に限ることを、会議資料に記載し、周知するとともに、迅速な事務処理を行うよう指導を徹底することとした。 【対応済】	報告書 247 ページ
【事業３９】 漁業担い手総合対策事業			
農林水産部	【結果】指摘 ３９－１ 収支予算書の記載 県漁協から提出された、補助金交付申請書の添付資料である収支予算書において、前年度と当年度の予算額が大きく変更されているにもかかわらず備考欄に何の記載もされていなかった。備考欄を何のために利用するのか明確にはされていないが、比較する意義を考慮すると異常な増減などについては備考欄に説明を付すのが望ましい。	交付申請書には、当年度の補助金額の内訳は記載されているが、前年度の内訳は記載されていなかった。このため、令和３年３月３１日に、備考欄へ補助金額の増減理由等を記載し、大きく変動した原因を示すよう県漁協に指導した。 【対応済】	報告書 256 ページ
	【結果】指摘 ３９－２ 研修対象者 漁業担い手総合対策事業（新規就業インターンシップ）事業実施要領によると、研修対象者は県内の高校から申請のあった者から決定され、申請多数の場合には大分県立海洋科学高等学校を優先的に対象者とするとしているが、漁業者を確保する	令和３年３月３１日付けで当該事業の実施要領を改正し、属性を優先する趣旨の記載を削除した。 【対応済】	報告書 256 ページ

	という目的であれば、属性を優先する必要性に乏しいと考えられるため、事業実施要領の見直しを検討されたい。		
	【結果】指摘 ３９－３ 事業実績報告の添付資料 事業実績報告書等に添付されている見積書や請求書に日付のないものが多く見受けられた。不正受給のリスクが顕在化しないよう、提出書類を十分にチェックし、書類の不備について県漁協等に指導、改善を促し書類を受理すべきである。	不正受給のリスクが生じないよう、今後、適正な書類を提出するよう県漁協等に指導を行った。併せて、課内での書類チェックを徹底するため、確認表を作成し、複数人でチェックすることとした。 【対応済】	報告書 257 ページ
	【結果】指摘 ３９－４ 研修修了報告書 青年就業準備給付金において、研修修了報告書の提出日付が、給付申請書に記載されている研修期間の修了日よりも前の日付となっているものが見受けられた。 大分県青年就業準備給付金事業実施要領によると、２つの書類はいずれも研修修了後に提出されることとされている。今後は、研修修了報告書の提出日を申請書の研修期間の修了日以後の日付とするか、事業実施要領を実態に合わせて改定するよう検討することが望ましい。	令和３年３月３１日付けで当該事業の実施要領を改正し、今後、研修修了報告書の提出日については、実際の研修期間終了日（３月３１日）にかかわらず、研修内容が終了した日を持って提出できるよう見直しを行った。 【対応済】	報告書 257 ページ
	【結果】指摘 ３９－５ 保証人関係書類の提出時期 大分県青年就業準備給付金事業において、誓約書の中で保証人２名の自署・押印を添えて提出されることになっている。 この誓約書は研修に励むことの誓約とともに同一文書内で記載する様式になっており、提出時期は給付金を受け取る直前で	令和３年３月３１日付けで当該事業の実施要領を改正し、今後は研修前ではなく、給付金支給直前（給付申請時）に保証人関係資料を徴求するよう見直しを行った。 【対応済】	報告書 258 ページ

	はなく、研修前に提出されることになっている。 当事者及び保証人の立場を鑑み、保証人関係資料は研修前ではなく、給付金支給直前に徴求するよう見直すことが望ましい。		
【事業４０】建設産業構造改革・人材育成支援事業			
土木建築部	【結果】指摘 ４０－１ 成果指標の見直し 本事業の主要な成果指標は、県立高等学校土木建築系学科における県内建設業就職率(%)とされている。 確かに当該就職率を伸ばすことは重要事項の一つである。しかし、事業費の内訳を見ると、高校生を対象にした事業費の割合は大きくなく事業全体の観点から当該就職率を主要な成果指標とするのは適当ではない。例えば、29歳以下の新規就業者数を主要な成果指標にするなどの見直しを行う必要がある。	本事業は建設産業の人材確保等を目的として実施しており、高校生を直接対象とした事業費の割合は大きくないものの、建設産業の就労環境改善や魅力発信などの他事業も、高校生に就職先として選択してもらうために必要な事業である。 したがって、現行の指標は適当であるが、今後、高校生以外の若者等の就業状況についても可能な限り確認を行うこととし、必要に応じて、適宜、成果指標の見直しを行っていく。 【対応済】	報告書 263 ページ
	【結果】指摘 ４０－２ 提出書類及び当該処理に係る事務の効率性 補助事業の物品購入等に際して、補助事業者から補助金の交付申請時と実績報告時の２度にわたり、所管課の求めに応じて（日付の異なる）複数の見積書が提出されている。中には、事業計画時も含め３度にわたって提出されているケースも見受けられた。 しかし、見積書№がいずれも同じ場合や、再度の見積合わせによる採用業者の入れ替えが確認できなかった点を踏まえると、補助事業者や取引に至らな	補助事業は財源の一部に公金を充てることとなるため、県の契約手続きに準じ厳格な取扱いを求めているものである。 補助事業において、複数の者から２回に分けて見積書を徴し提出させているのは、金額の妥当性や不正防止を図る有効な手段であると考えている。 申請時の見積書は、積算が適正であるかの確認を行い、実績報告時の見積書は、補助事業者において取引事業者の選定が適切に行われていることを確認するものである。 なお、当該運用を徹底できていない事例が見受けられたことから、審査・指導室	報告書 263 ページ

	い見積業者等に無用なコストのみが発生している可能性が考えられる。 所管課による上記の運用は、審査・指導室（会計管理局）の指導に基づいて行われており、その指導は適切ではないものと考ええる。	において令和３年７月に補助金マニュアルに不正防止のための通知を登載し、統一した指導が行われるよう周知徹底を図ることとした。 また、取引事業者が見積書の提出に要するコストは受注するために必要なコストと考えており、県から補助事業者に対して受注意思のない取引事業者からも提出させるような指導は行っていない。 【対応済】	
	【結果】指摘 ４０－３ 財産管理台帳の作成要否 一着数千円の作業着について財産管理台帳が作成され提出しているケースが散見されたが、事務上の効率性を踏まえると財産管理台帳に金額基準を設けるなどして、記載対象をより簡略化することが望ましい。	審査・指導室において補助金等交付要綱作成マニュアルが令和３年４月に改正され、財産管理に関する一定の基準として個別に定めることができる財産の定義が設けられた。 今後は補助事業者への負担とならないよう、短期間で消費されるものを除いた財産のみ台帳にて管理することとし、作業着については作成不要とした。 【対応済】	報告書 265 ページ
	【結果】指摘 ４０－４ 見積合わせの効果 就業規則の変更に際し、取引業者（社会保険労務士）を決定するのにすべて見積合わせがとられているが、当該規則変更前の就業規則を策定したり給与計算業務を受託している社会保険労務士が存在するならば、その者と契約する方が就労支援や就労環境改善にとってより効率的、効果的である可能性が考えられる。物品購入とは異なる取扱いも検討することが望ましい。	審査・指導室においてマニュアル（研修テキスト「補助金」）を令和３年７月に改正し、見積書を複数から徴する趣旨、方法が見直され、特定の者と契約する必要がある場合には複数の者から見積書を徴さずに契約を行うことができることが示された。 したがって、今後同様の事例においては、正当な理由があれば特定の者からのみ見積書を徴する方法に改めることとした。 【対応済】	報告書 265 ページ
	【結果】指摘 ４０－５ 支払証拠書類としての振込明細 インターネットバンキングの振込明細データのコピーを支払証拠書類としている中に、振込	今後は、指摘内容に沿って、インターネットバンキングの振込明細データのコピーを証拠書類とする際には、同日あるい	報告書 266 ページ

	指定日が当日ではなく翌日以降になっているケースがあった。振込日前であれば変更可能であり、同日あるいは振込済みの入出金明細を証拠書類とすべきである。	は振込済みの入出金明細を証拠書類とする。 【対応済】	
	【結果】指摘 40-6 完了報告のあり方 委託契約に係る仕様書には、委託業務の内容として体験現場での安全確保が明記されていたが、業務完了後に提出された業務報告書上において、例えば、事故やけが人の発生がなかったといった点が具体的に記録されていなかった。業務報告書の中で、仕様書に沿った業務が実施されたことを明確に記録しておくことが望ましい。	今後は、委託業務の仕様書に記載された現場での安全確保についての記録を報告書に記載するよう受託者に指導し、提出された報告書に仕様書に沿った内容が記載されているかの確認を徹底する。 【対応済】	報告書 266 ページ
	【結果】指摘 40-7 完了報告のあり方 委託業務の完了報告においては、媒体（チラシや求人情報誌）のサンプルの他、UIJターンを促進するためのホームページの各月のアクセス数の記録のコピーが添付されていた。 当該アクセス数については、月ごとのホームページアクセス数は仕様書に従って翌月末までに県に報告されている。完了報告時においては、例えば、チラシであれば発行時期や発行部数、ホームページであればアクセス数の多い傾向が把握できる月次推移表（比較表）を作成する等、報告の仕方には工夫の余地がある。	今後は、完了報告時に月次推移表（比較表）等を取得し、アクセス数の傾向を把握することとする。 【対応済】	報告書 267 ページ
	【結果】指摘 40-8 事業の効率性 助成先が4社（助成金 186 千	補助に対する要望が引き続きあること	報告書 267 ページ

	円) に対して事業実施主体の間接人件費が 690 千円発生しており、結果として事業の効率性が低いことから、事業の根本的な見直しが必要である。	や、令和 3 年度の事業執行状況を踏まえ、対象となる資格や周知方法の見直し等に取り組んだ結果、建設産業の就労環境改善や効率的な事業実施が期待できることから、事業を継続することとした。 【対応済】	
	【結果】指摘 40-9 生産性向上の定量的な効果 事業計画や交付申請、実績報告いずれも、例えば、導入により具体的な作業時間やコスト改善の期待される効果等について、可能な限り定量的な記載を促すことが望ましい。 また、事業実績書の今後の活用予定等について「ICT 対象工事にて活用」、「建設工事現場で活用（予定）」といった、漠然とした記載の先が目立った。工事の種類や内容、規模について具体的な記載があると望ましい。	当該事業は、一定の成果を上げたことから、令和元年度に終了したが、今後同様の事業を実施する際には、期待される効果等について、定量的な記載を促すとともに、活用予定等についても、工事の種類や内容、規模について具体的な記載を求めることとする。 【対応済】	報告書 268 ページ
	【結果】指摘 40-10 見積書日の記載 交付申請時の見積合わせの見積書日が記載されていないものが見受けられた。見積書日を記載したものを受理するよう、業務を改善する必要がある。	今後は、指摘内容に沿って、申請者に見積日が記載された見積書を提出するよう指導し、見積書の受理時に見積日が記載されているかの確認を徹底する。 【対応済】	報告書 268 ページ
	【結果】指摘 40-11 交付決定、発注、納品、支払の日程 見積書日から納品日、納品日と領収書日（支払日）の間隔が一般的な商慣行からするとあまりにも短期間である取引が見られた。このような場合、補助金の交付決定前の発注が行われている可能性も疑われることから、追加調査を行うべきであると考えるが、そのような調査が行われ	当該案件では、取引期間につき口頭による追加調査を行ったが、記録を残していなかったため、令和 3 年度から、追加調査の徹底とその記録を残すよう改める。 【対応済】	報告書 269 ページ

	た証跡が見当たらなかった。追加調査の実施とその記録が必要である。		
	【結果】指摘 40-12 補助事業の適切な執行 補助事業者からの提出書類の受理に関して、交付申請・実績報告に係る不備あるいは不審点がある証拠書類（見積から支払までが短期間）を受理し、口頭確認のみで、調査記録を残していない点などが認められた。 所管課は、不正事例の収集や書類、証憑チェックの具体的な手順等を明文化し職員に定期的な研修を実施するなどして、適切な事業執行に努めていく必要がある。	今後は、不備あるいは不審点がある証拠書類を受理した場合、正当性を確認するため、必要な指導や調査を行うと共にその記録を残すよう運用を改める。 また、審査・指導室が作成した補助金マニュアル等を活用した内部研修を行い、職員間の相互確認の徹底などにより適切な補助事業執行に努めていく。 【対応済】	報告書 270 ページ
【事業41】 特別支援学校就労支援事業			
教育庁	【結果】指摘 41-1 就労支援アドバイザーについて 役割や目的が異なる各部（福祉保健部、商工観光労働部、教育庁）のコーディネーターについて、整理統合できないか検討されたい。	教育庁では、令和3年度予算で、企業開拓等を主とした就労支援アドバイザー（8人）を廃止し、就労先や現場実習先に対して、生徒個々の特性に応じた仕事の切り出しや支援方法等の提案を行うことなどを担うジョブコンダクター（6名）を新たに配置する整理を行った。 商工観光労働部が配置する障がい者職業訓練コーディネーター・コーチ（7名）は、職業訓練実施にあたり、訓練生の募集・カリキュラムの設定、訓練中の調整業務等を主としている。福祉保健部が配置する雇用支援アドバイザー（6名）は主として、法定雇用率対象企業への訪問による雇用状況・企業ニーズの把握、受入れ準備・雇用条件の調整等の役割を担っている。 このように、各部のアドバイザーやコーディネーターの役割を重複や支援の漏れがないように、3部局がそれぞれ整理	報告書 274 ページ

		している。 今後も、各アドバイザー等で企業情報等の交換・共有を行うとともに、各部局でも状況を共有し、効果的・効率的な体制を検討していきたい。 【対応済】	
【事業４２】 特別支援学校キャリアステップアップ事業			
教育庁	【結果】指摘 ４２－１ 成果指標について 当該事業は、障がいのある特別支援学校生徒の一般（企業）就労を促進するための事業であるから、成果指標についても一般（企業）就労者数とすることが望ましい。	本事業は、特別支援学校高等部卒業者で一般就労を希望する者（チャレンジスタッフ）の一般就労を実現させることは勿論のこと、長く働き続けることができるよう、スタッフの希望する職種企業への就職を支援するという目標のもとに実施している。このチャレンジスタッフは、３年かけて一般就労に必要なスキルの獲得を目指しているところであるため、成果指標の期間を雇用３年目としている。また、事業趣旨から、一般就労は勿論のこと、希望する職種企業への就職という、より高い目標を設定した。 【対応済】	報告書 279 ページ

（注）表中の「報告書」とは、令和３年３月３１日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第６７３号により公表された「令和２年度包括外部監査結果報告書」である。

令和2年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行について)

部 局	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	備 考
【施設3】大分県立別府コンベンションセンター（ビーコンプラザ）			
商工観光 労働部	【結果】指摘 B-12 共同事業体と構成団体との収益配分について 共同事業体の代表団体の銀行口座を経て、構成団体に対して施設等維持管理費名目で毎月定額が送金されていたが、当該送金額に係る覚書等の文書化がされていなかった。そのため、送金額の妥当性が客観的に検討されているとは判断できない。	代表団体から構成団体への送金額の内容や積算根拠を明確にするとともに、これに基づく契約書等の作成を令和2年度分から行った。契約書の内容から構成団体における収支実績について把握できる体制となった。 【対応済】	報告書 46 ページ
	【結果】指摘 B-13 消防用設備点検結果不備事項の未着手について 毎年、消防用設備点検結果には多くの不備事項が検出されているが、大半がその後も是正されていない状況であった。不特定多数の人が利用する施設において、消防設備の不備が是正されない状況は問題であり、速やかに改善すべきである。	早期に設備改修工事を発注し、機器の交換等の軽微な事項は令和2年度中に改善を完了した。大規模な改修が必要となる排煙設備等は、令和2年度中に設計を完了し、令和3年度に改修工事に係る契約を締結した。（新型コロナウイルスの影響によるリモートワーク等の推進による生産工場や物流拠点の閉鎖により、排煙設備機器の納品が遅れており、令和4年度に改修工事完了予定） 【対応済】	報告書 47 ページ
	【結果】指摘 B-15 使用が見込まれない備品の処分について 備品台帳に開業年度（平成7年度）に取得した資産が登録されており、この中にはアナログ機器も存在し、今となっては使用することができない備品も含まれている。	令和3年度に備品台帳を整理し、使用が見込まれない備品（音響関係機器やオーバーヘッドプロジェクタ（スクリーン投影装置）等）については処分を行った。 【対応済】	報告書 49 ページ

	資産管理業務の軽減や設置場の有効利用等の観点から廃棄処理を検討する必要がある。		
【施設 4】大分農業文化公園 / 【施設 5】大分県都市農村交流研修館			
農林水産部	【結果】指摘 C-1 将来的なあり方と維持管理・更新費用について 当該施設の設置目的が将来的にも県民のニーズに合致するものかどうか、検討を行ったうえで当該施設の将来的なあり方（将来ビジョン）を定め、それに基づいて修繕や追加投資の是非を検討すべきである。	ニーズ調査や指定管理者評価部会の意見を踏まえ、施設の今後のあり方を示す将来ビジョンを令和3年3月に策定した。 今後は、令和3年9月に子育て、観光等専門分野の外部有識者から示されたコンセプトや具体的な取組等の提言を踏まえた見直しの方向性に沿って、修繕・追加投資の是非を検討していく。 【対応済】	報告書 50 ページ
	【結果】指摘 C-2 国庫補助金により整備された施設について 国庫補助金により整備された施設であっても、必要に応じて耐用年数到来前でも処分するかどうかの検討を行うべきである。	ニーズ調査や指定管理者評価部会の意見を踏まえ、施設の今後のあり方を示す将来ビジョンを令和3年3月に策定した。 今後は、令和3年9月に子育て、観光等専門分野の外部有識者から示されたコンセプト及び具体的な取組等の提言や来園者ニーズ等を踏まえ、園内各施設について廃止を含めて検討していく。 【対応済】	報告書 51 ページ
【施設 11】大分県立香々地青少年の家			
教育庁	【結果】指摘 I-3 使用禁止資産の復旧について 使用禁止となっているバンガローやアスレチックジムについて、将来的にどのような取り扱いをするかも含めて検討する必要がある。そのために、「過年度の設備の利用頻度、復旧後の効果、復旧に係る費用」等を検証できる資料を作成すべきである。	バンガローについては、過年度の利用頻度、復旧にかかる経費の積算、県内類似施設（休館）の状況等を検証し、利用者増の見込みを踏まえてコストメリットの観点から存続が妥当であると判断したため、必要な措置を講じた上で利用を再開した。 アスレチックジムについては、修繕に	報告書 101 ページ

		かかる費用を事前に積算し、利用者増の見込みを踏まえてコストメリットの観点から存続が妥当と判断したため、職員による修繕活動を実施し、利用を再開した。 今後も復旧後の効果等を勘案しながら、必要に応じて設備の存廃を含めた検証を行っていく。 【対応済】	
--	--	--	--

(注) 表中の「報告書」とは、令和2年3月31日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第655号により公表された「令和元年度包括外部監査結果報告書」である。